

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年6月17日

横浜市契約事務受任者
下水道河川局長 遠藤 賢也

- 1 契約の概要
下水道資材一式の緊急口頭契約(その2)
- 2 履行(納品)場所
都筑区佐江戸町25(都筑水再生センター)
- 3 契約日
令和8年5月26日
- 4 履行日又は履行期間
令和8年7月31日
- 5 契約金額
2,546,709円
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
株式会社 小泉神奈川 本社営業部
横浜市港北区綱島東5-8-34
代表者職氏名 課長 大島 春彦
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
中東情勢の影響により建設資材の供給が全般的に不足する状況下においても、下水道に起因する道路陥没等に対して適切に対応する必要があり、これら緊急対応に必要な下水道資材一式を購入するもの。
- 8 契約の相手方の選定理由
下水道工事に必要な管材について、必要な在庫数を保有し、緊急的な納入が可能であったため。
- 9 所管課
下水道河川局管路保全課